

KAWASAKI LABOR INFORMATION

かわさき労働情報

2025

8

No.2176

特集

働き方が変わる時代、「辞め方」も変わってきています

川崎市からのお知らせ【P.4～】

今月のトピックス【P.6～】

- 労働講座・セミナー等のお知らせ
- 年次有給休暇を取得しやすい環境づくりに取り組みましょう
- STOP！転倒災害プロジェクト神奈川 川崎南・川崎北労働基準監督署からのお知らせ
- カスタマーハラスメント対策が事業主の義務となります！
- 令和7年度 神奈川県 多様な人材が活躍できる職場環境整備支援奨励金
- 県立東部総合職業技術校(かなテクカレッジ東部)スキルアップセミナーのお知らせ

主要労働経済指標【P.10】

労働相談Q & A【P.11】



Colors, Future!

いろいろって、未来。

川崎市

労働情報を
ウェブで見るには？

川崎市ホームページ

かわさき労働情報

検索



働き方が変わる時代、「辞め方」も変わってきています

～働く人と事業主が知っておきたいこと～

社会保険労務士 小笠原 葉子

近年、働き方の多様化にともなって、職場を「辞める」という行為のあり方にも変化が見られるようになりました。従来は退職届を提出し、引継をして退職するというのが一般的でしたが、最近では、第三者が本人に代わって退職の意思を事業主に伝える退職代行サービスを利用する方も増えています。

この記事では、労使双方にとっての、より良い退職に役立つヒントをご紹介します。



こんなときどうする？退職時のトラブル事例

退職をめぐる、さまざまなトラブルが発生することがあります。※

ケース 1：退職日が決まらない

退職の意向を上司に伝えたものの、明確な返答がなく、退職日が決まらないまま時間が過ぎてしまい不安になった。（労働者）

ケース 2：連絡が取れない

退職後に本人と連絡がつかず、私物の処理や書類の送付、給与の振込確認などが滞り、対応に困った。（事業主）

ケース 3：年次有給休暇が取れない

退職前に年次有給休暇を取得したかったが、後任が決まらないため引継が進まず、結局ほとんど休めなかった。（労働者）

ケース 4：突然の退職連絡

退職代行業者から「本日付で退職します」と突然の連絡があったが、顧客データが入った社用PCの返却がない。（事業主）

※これらのトラブルはほんの一例です。すべてを防ぐことは難しいかもしれませんが、多様化する退職手段やその背景を理解しておくことは、退職時の適切な対応やトラブルの軽減に役立ちます。

退職代行サービスとは？

退職代行サービスとは、労働者本人に代わって退職の意思を事業主へ伝えるサービスです。

利用する人の中には、「会社の人と直接話すのが怖い」「精神的に追い込まれて出社できない」といった事情を抱えている場合もあります。

■ 退職代行業者にできること・できないこと

退職代行業者には、大きく3つの種類があります。それぞれ、法律的に対応できる範囲が異なります。

業者の種類	主な対応内容	法的交渉の可否
弁護士	退職の連絡、未払賃金の請求、退職条件の交渉など	○ 可
労働組合	団体交渉を通じた退職支援	△ 一部可
一般の民間業者	退職の意思を会社に伝える	× 不可※

※退職条件などについて事業主と交渉をすると、弁護士法に違反する「非弁行為」とみなされるおそれがあります。

point

サービス内容は業者によって異なるため、依頼前にしっかりと確認しましょう。

突然の退職にどう備える？事業主の視点から見た対応ポイント

一方的に退職の連絡を受けた場合、事業主側も戸惑ってしまうこともあるでしょう。

しかし、民法上は労働者が「辞めたい」と申し出れば、2週間後には退職できることになっており、事業主が一方的に退職を拒むことはできません。※

このような事態を防ぐためにも、普段から職場のルールを明確にし、退職の意向を伝えやすい雰囲気や、相談しやすい環境づくりが求められています。

※期間の定めのない雇用契約の場合（民法第627条）。有期雇用契約の場合は、原則として契約期間の途中で退職することはできませんが、やむを得ない事由があるとき（民法第628条）や、契約期間が1年を超える場合で、その初日から1年を経過した日以降（労働基準法第137条）はこの限りではありません。

チェックしてみましょう:こんな取組できていますか？

- ☐ 就業規則や社内資料等で退職手続の流れや必要な書類について周知していますか？
- ☐ 労働者が退職を含む悩みを相談できる窓口や対応体制を整備していますか？
- ☐ 業務や顧客情報、機密事項などを特定の担当者に偏らせず、共有・引継ができる環境になっていますか？

働く人の立場から考える「より良い退職」

退職は労働者に認められた正当な権利です。しかし、意思疎通の不備などからトラブルに発展してしまうと、退職手続きが滞ったり、気持ちの整理がつかず、次のステージに進むための準備が整わないこともあります。以下の点に気を付けてみましょう。

- ・退職日等を明確にして退職の意思を伝え、なるべく文書やメールなど記録が残る形にする
- ・就業規則や労働契約にそった手続きを意識する
- ・年次有給休暇の申請は早めに行い、できるだけ事前に調整する
- ・貸与品(制服や備品など)の返却や、自身の私物の回収を忘れずに行う
- ・離職票や源泉徴収票など、必要な書類をしっかりと確認する

point

これからのキャリアがより良いものとなるよう、円満な退職を目指しましょう。

退職は「終わり」ではなく「成長」のきっかけ

退職と聞くと、どうしても“トラブル”や“対立”といったマイナスのイメージが先行しがちです。しかし近年は、雇用の流動化が進み、働く人も事業主も変化を前提とする時代になっています。

そうした中で退職を、ネガティブな終わりではなく、雇用のミスマッチを解消し、働く人と事業主それぞれが成長できる節目ととらえてはどうでしょうか。

たとえば、働く人にとっては、キャリアプランを見直すうえでの前向きな転機になるかもしれません。事業主にとっては、職場環境や人材育成のあり方を再確認する好機です。退職をきっかけに、後任育成の体制づくりや、属人的な業務の見直しが進んだ例も少なくありません。

また、退職をめぐる行き違いや感情的な対立を防ぐためにも、日ごろから、トラブルの未然防止・速やかな解決を意識することが大切です。労使が対立する関係ではなく、協力し合うパートナーとして、信頼関係を育むことが、より良い職場環境とより良い退職の実現につながっていきます。円滑なコミュニケーションを心がけることで、退職が前向きな一歩になるはずです。

**知っておきたい！ これからの退職・転職キーワード
— 新しいつながりと選択のために —**

- リファラル採用(社員紹介)
企業が社員の紹介で人材を採用する仕組み。採用者の定着率が高いと注目されています。
- アルムナイ制度(企業卒業生ネットワーク)
退職後も元社員とつながりを持つ仕組み。再雇用や業務連携がしやすくなります。
- キャリア自律(主体的なキャリア形成)
企業任せではなく、労働者が自らの意志で働き方やスキルを考える姿勢のこと。自分らしい働き方を選ぶ力がますます重要になります。

さいごに

退職に関する疑問や悩みがあるときは、社会保険労務士などの専門家への相談や、自治体・労働局の相談窓口などの公的なサービスの活用も選択肢のひとつです。労使双方が安心して次のステップに進めるよう、早めの準備と情報収集を心がけましょう。



～調査へのご協力のお願い～ 令和7年度労働状況実態調査を実施します



本市では、市内の民間企業・事業所の労働時間、雇用動向を明らかにし、勤労者福祉の向上及び各事業所の企業活力の増進に資することを目的として、平成2年から労働状況実態調査を実施しています。

調査票がお手元に届いた場合は、ご確認の上、郵送またはWEBにて調査へのご協力をお願いいたします。

■調査対象 川崎市内の2,000事業所

■調査票送付 令和7年8月初旬

■提出期限 令和7年9月2日(火)

※調査票の回収及び調査に関する問合せの対応は、川崎市が委託している次の会社が行います。

昨年度は調査にご協力いただきありがとうございました。調査結果をまとめた「令和6年度版川崎市労働白書」を発行しましたので、川崎市ホームページ(右記二次元コード)にてご覧ください。

【問合せ先】 株式会社サーベイリサーチセンター

住所:東京都文京区後楽1丁目1番3号 世論・計画部 電話:03-6826-4884

【事務局】 川崎市 経済労働局 労働雇用部



▲労働白書

【参加企業募集】多様な人材確保のためのマッチングイベントの御案内

川崎市合同企業就職説明会

日 時 令和7年10月17日(金) 13時30分～16時00分(予定)

場 所 川崎市役所本庁舎 2階ホール(川崎市川崎区宮本町1番地)

定 員 20社 ※申込多数の場合は業種等を勘案の上、決定します

申込期間 令和7年8月中旬～9月中旬頃(予定)

参加対象者 どなたでも参加可能(世代等の制限はありません。)

【申込方法】 ホームページ上に申込フォームを作成予定。申込期間になりましたら

下記ホームページからお申込みください。

【申込み・問合せ】 川崎市就業支援室「キャリアサポートかわさき」

電話 044-811-6088 ホームページ <https://cs-kawasaki.com/>

※本事業は、川崎市からパーソルビジネスプロセスデザイン(株)が委託を受けて実施いたします。

【所管】 川崎市経済労働局労働雇用部 電話 044-200-2276 メール 28roudou@city.kawasaki.jp



▲ホームページ

かわさきインバウンドビジネス実践講座 受講生を募集します

川崎市観光協会では、川崎市内で体験型ツアー等を造成、OTAでの販売、ガイド、プロモーション等を行い、インバウンド消費を促進する人材の育成講座を開催します。講座内容は、受講者の皆様が実際に販売まで行うことができるようにサポートします。本講座ではグループワークなどを通じて受講者同士のネットワーク構築も重視しており、今後のビジネス展開に役立つことを期待しています。

応募資格	以下の要件を全て満たす方 ・川崎市が好きな方 ・初回の講座(令和7年9月13日)時に18歳以上の方 ・川崎市内の観光資源を活用し、体験型ツアーを造成してOTAで販売したい方 ・全7回の講座の中で5回以上出席できる方 ・基本的に語学力は不問ですが、ガイドを行う場合は「英語」が堪能である方 ・外国籍の方の場合は、英語に加えて日本語での会話が可能である方(日本語能力試験N3級程度)
定 員	15名 ※有識者による書類審査の上、選出させていただきます。
受講 費	一般 5,000円(税込)/学生 2,500円(税込)、第1回講座後のランチ会飲食代(任意参加)
募 集 期 間	募集期間:令和7年7月22日(火)10時～8月15日(金)17時まで 審査期間:令和7年8月16日(土)～8月21日(木) 結果通知:令和7年8月22日(金)17時までにメールにてお知らせします。
開催スケジュール	第1回:座学① 令和7年9月13日(土)10時～12時/第2回:座学② 令和7年10月11日(土)10時～12時 第3回:座学③ 令和7年10月25日(土)10時～12時/第4回:実地研修① 令和7年11月29日(土)14時～16時 第5回:実地研修② 令和7年11月30日(日)～12月28日(日)の間で個別に調整(2時間) 第6回:座学④ 令和8年1月17日(土)10時～12時/第7回:座学⑤ 令和8年1月31日(土)10時～13時
会 場	川崎市役所本庁舎、渋谷ほか

※詳細は公式ホームページをご覧ください。

【問合せ先】 かわさきインバウンドビジネス実践講座公式ホームページ

<https://kawasaki-inbound.com>



▲公式ホームページ

第46回かわさき市民祭り 出店者・参加者を募集します!!

かわさき市民祭りは、市民・事業者・行政が一体となって実施する川崎市内最大級のイベントです。
8月4日から、飲食・食品・物販・キャンペーン等のバザールの参加者、ステージの出演者を募集します!

日時・会場

令和7年11月1日(土)～11月3日(月・祝) 各日10時～16時30分

川崎区 富士見公園一帯

出店者・参加者申込

飲食・食品・物販・キャンペーン等のバザール、ステージの出演

受付期間：8月4日(月)～8月26日(火)平日9時～17時(12時～13時を除く)

受付場所：かわさき市民祭り実行委員会 事務局

(事務局の住所については、7月28日(月)までに

川崎市ウェブページ及びかわさき市民祭りホームページに掲載いたします)

申込方法：かわさき市民祭りホームページ内に掲載される各募集要項を確認のうえ、
必要書類を事務局へ直接提出



あわせて協賛者を募集します!!

かわさき市民祭りをより楽しく実りのあるものとしていくにあたり、ご協賛いただける企業・団体・個人様を募集しています。9月19日(金)まで川崎市ウェブページからお申込みいただけます。お待ちしております!

協賛メニュー		50万円以上	50万円未満 40万円以上	40万円未満 30万円以上	30万円未満 20万円以上	20万円未満 10万円以上	10万円未満 1万5千円以上	1万5千円未満 5千円以上
競輪場西スタンド内モニターへのPR動画放映	競輪場西スタンド内のモニターを活用し、PR動画を放映します。 ※放映保証 54回/日	PR動画放映 ※15秒	—	—	—	—	—	—
ステージバックパネルへの掲載	ステージのバックパネル(横7.2m×縦2.7m程度)上にロゴマークを掲載します。	ロゴマーク (大)	ロゴマーク (中)	ロゴマーク (小)	—	—	—	—
イラストマップへの広告掲載	市民祭り当日に会場で配布するイラストマップ(A2判、5万部作成)へ掲載します。 ※表裏：カラー、裏面：単色	表面 ロゴマーク (大)	表面 ロゴマーク (中)	表面 ロゴマーク (小)	裏面 ロゴマーク	裏面 企業名のみ	—	—
広場入口ゲート看板への広告掲載	会場内入口付近に設置予定の協賛パネルへ掲載します。	ロゴマーク (大)	ロゴマーク (中)	ロゴマーク (小)	企業名のみ (大)	企業名のみ (中)	企業名のみ (小)	—
市民祭りホームページへの掲載	市民祭りHP上に掲載します。 また、掲載されたロゴマークにHPリンクを貼り付けます。	ロゴマーク (大) ※HPリンク	ロゴマーク (中) ※HPリンク	ロゴマーク (小) ※HPリンク	ロゴマーク (小)	企業名のみ	企業名のみ	企業名のみ
記録集への掲載	市民祭りの記録集へ掲載します。	○	○	○	○	○	○	○

※天候等によりやむを得ず市民祭りが中止となった場合でも、ご協賛金はお返しすることができません。ご承知おください。

【問合せ先】

第46回かわさき市民祭り実行委員会 事務局 電話 044-200-2308

ホームページ <https://kawasaki-fest.main.jp/>



▲川崎市ウェブページ ▲かわさき市民祭りホームページ



事業者代表者の皆さまへお願い

8月6日・9日「原爆の日」平和祈念黙とう等について

来たる8月6日、9日は広島市及び長崎市に原爆が投下されて80年目の「原爆の日」にあたります。

本市では、「原爆の日」を迎えるにあたり、唯一の被爆国としての体験を風化させることなく、原爆死没者のご冥福と、核兵器の廃絶並びに世界恒久平和の実現を祈念するため、原爆の投下やさく裂の日時に1分間の黙とうを捧げたいと存じます。つきましては、この趣旨をご理解いただき、貴事業所におかれましても、チャイム・サイレン・鐘等の吹鳴について、ご協力をお願いいたします。

●チャイム、サイレン、鐘等の吹鳴日時●

広島原爆投下日時 8月6日(水) 8時15分～16分(1分間)

長崎原爆さく裂日時 8月9日(土) 11時 2分～ 3分(1分間)

【問合せ先】 川崎市 市民文化局 人権・男女共同参画室 電話 044-200-2688



デジタルが切り拓く、ものづくりの新境地
～つながる技術、ひろがるチャンス～

市内企業の生産性向上やDX推進を支援するため、その実現に必要なICT・DX等の先進的なツール・ソリューションを有する企業や実際にデジタル化に取り組んでいる企業をお招きし、プレゼンテーションをいただくとともに、ご希望による来場者との個別マッチングを同時並行で行います。ものづくりに革新をもたらす最新技術を紹介しますので、課題をお持ちの企業の皆さまのご参加をお待ちしております。



日 時 令和7年9月11日(木)15時～17時40分頃終了予定

会 場 川崎市産業振興会館(川崎市幸区堀川町66-20) 4 階企画展示場(フォーラム・マッチング)・1 階ホール(交流会)

定 員 150名程度

プログラム (1社15分程度のプレゼンテーション)

- ①株式会社PeopleX 生成AI×アバターが創る“新たな戦力”―採用、接客などを担う、次世代労働力の活用術―
- ②株式会社イノベーションプラス DX化・AI化に課題を持つ企業に伴走する『共創』モデル
- ③匠技研工業株式会社 製造業の見積領域におけるAI活用について
- ④株式会社メタテクノ 【現場DX】いつもの現場に、魔法のレンズを ―いまの延長線上にない、未来がここに―
- ⑤コアフューテック株式会社 組み込み技術でゼロからみまもり機器開発にチャレンジ
- ⑥株式会社ブラザー DXで変わる製造現場の未来 ―私たちが挑戦する次世代のものづくり―

※フォーラム終了後、交流会あり(会費3,000円/名)

申込方法 右の二次元コードから参加登録をお願いします。

<https://www.kia.or.jp/event/detail/form/?id=8140>



主 催 川崎市、一般社団法人神奈川県情報サービス産業協会、川崎市工業団体連合会、公益財団法人川崎市産業振興財団

問合せ先 川崎市 経済労働局 経営支援課 電話 044-200-2324 メール 28keiei@city.kawasaki.jp

労働雇用部 電話 044-200-1732 メール 28roudou@city.kawasaki.jp

労働講座・セミナー等のお知らせ

●両立応援セミナー「仕事も育児も「自分軸」！～自分らしいキャリアと子育て、どちらも諦めない生き方を目指す～」＜事前予約制＞

「キャリアと育児、どちらも諦めたくないけど…」仕事と育児の両立には、乗り越えるべき壁がたくさん！子供の成長段階における親の役割や、効率的な仕事の進め方、周囲とのコミュニケーションの取り方のポイントを学びます。個人ワークやグループワークを通じて、自分とじっくり向き合う2時間です。男性の参加も大歓迎です。

日 時 令和7年8月9日(土) 10時～12時

会 場 リンクス溝の口 2階 会議室

川崎市高津区溝口1-6-12 (JR 武蔵溝ノ口駅、東急溝の口駅から徒歩5分)

講 師 江野本 由香 氏 (株式会社ランアクセル取締役・ライフキャリアコンサルタント)

対 象 仕事と育児との両立を目指す方々 20人(申込先着順)

※ 応募多数の場合は、県内在住・在勤の方を優先

受講料 無料

申込方法 下記ホームページまたは右の2次元コードからお申込みください。



▲両立応援セミナー
案内ページ

●中期労働講座「押さえておきたい労働法の基礎知識」＜事前予約制＞

働く人にも雇う人にも職場で必要になる、採用から退職までに関わる労働基準法や労働契約法等の労働法の基礎知識を専門家がポイントを絞ってわかりやすく解説します。

また、最近の重要課題となっている職場のハラスメントについても解説します。

使用者の方、労務管理担当者の方、労働者の方、興味のある方など、是非ご参加ください。

日 時 令和7年8月29日(金)～10月14日(火)のうち8日間

各日とも 18時30分～20時30分

会 場 てくのかわさき てくのホール(川崎市生活文化会館)

川崎市高津区溝口1-6-10 (JR 武蔵溝ノ口駅、東急溝の口駅から徒歩約5分)

対 象 人事労務担当者、労働者、労働組合員、関心のある方 60人(申込先着順)

受講料 5,610円(全8回)

申込方法 下記ホームページまたは右の2次元コードからお申し込みください。

【問合せ・申込み】

かながわ労働センター川崎支所 電話 044-833-3141 (平日8時30分～17時15分

※12時～13時除く) <http://www.pref.kanagawa.jp/docs/jg5/cnt/f7615/>



▲中期労働講座
案内ページ



年次有給休暇を取得しやすい環境づくりに取り組みましょう

～年次有給休暇を上手に活用し、リフレッシュ～

働き方・休み方の改善をこれからも継続的に行うためには、計画的な業務運営や休暇の分散化にも資する年次有給休暇の計画的付与制度や、労働者の様々な事情に応じた柔軟な働き方・休み方に資する時間単位の年次有給休暇の活用が効果的です。労使一体となって年次有給休暇を上手に活用するために、この夏導入をご検討ください。

年次有給休暇の計画的付与制度とは

年次有給休暇の付与日数のうち、5日を除いた残りの日数については、労使協定を締結すれば、計画的に取得日を割り振ることができる制度です。導入すると、事業主は労務管理がしやすく、計画的な業務運営ができるメリットがあり、労働者はためらいを感じずに年次有給休暇を取得できるメリットがあります。

①日数 付与日数から5日を除いた残りの日数を計画的付与の対象にできます。

例1 年次有給休暇の付与日数が10日の労働者

5日	5日
事業主が計画的に付与できる	労働者が自由に取得できる

例2 年次有給休暇の付与日数が20日の労働者

15日	5日
事業主が計画的に付与できる	労働者が自由に取得できる

◎前年度取得されずに次年度に繰り越された日数がある場合には、繰り越し分を含めた付与日数から5日を引いた日数を計画的付与の対象とすることができます。

②活用方法 企業、事業場の実態に合わせたさまざまな付与の方法があります。

方式	年次有給休暇の付与の方法	適した事業場、活用事例
一斉付与方式	全従業員に対して同一の日に付与	製造部門など、操業を止めて全従業員を休ませることのできる事業場などで活用
交替制付与方式	班・グループ別に交替で付与	流通・サービス業など、定休日を増やすことが難しい企業、事業場などで活用
個人別付与方式	個人別に付与	年次有給休暇付与計画表により各人の年次有給休暇を指定

時間単位の年次有給休暇とは

年次有給休暇は原則1日単位ですが、労使協定の締結により、年5日の範囲内で、時間単位での取得が可能となります(労働基準法第39条第4項)。労働者のさまざまな事情に応じて、柔軟に休暇を取得できるよう、時間単位の年次有給休暇制度を導入しましょう。

▲「年次有給休暇取得促進特設サイト」



川崎南・川崎北労働基準監督署からのお知らせ

STOP 転倒災害プロジェクト神奈川

～労働災害が増加しています！転倒注意！職場の安全水準が低下していませんか？～

川崎市内で令和6年に発生した労働災害は、死亡災害4件、休業4日以上死傷災害が1,139件発生し、前年同期に対し20件(-1.8%)減少しています。

最も多発した事故の型は、転倒災害となっており26パーセントを占めています。年代別では、60歳代以上の労働者が全体の41.8パーセント、50歳代以上では、74.4パーセントを占めています。

転倒災害防止対策及び高年齢労働者の安全確保を最重要課題として、労働災害防止の取組強化をお願いします。

転倒災害防止のポイント！

1. 整理・整頓は、労働災害防止の基本！躓き防止に有効です。
不要品は、すっきり廃棄。広いスペースが確保されます。
2. 暗がりや段差、濡れた床など、転倒要因はありませんか？
傷んだ通路、作業床の油汚れなどは、改修しましょう。
3. 転びにくい身体、怪我をしない体づくり始めませんか？
わずかな体操でリフレッシュ！腰痛予防にも有効です。



▲厚生労働省
安全衛生ウェブページ



▲職場のあんぜんサイト

詳しくは、「厚生労働省ウェブサイトの安全衛生ページ」や「職場のあんぜんサイト」をご確認ください。

カスタマーハラスメント対策が事業主の義務となります！

厚生労働省は、令和7年6月11日に「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律の一部を改正する法律」を公布しました。これにより、カスタマーハラスメントを防止するために、雇用管理上必要な措置を講じることが事業主の義務となります！

(施行日：公布後1年6か月以内の政令で定める日)



カスタマーハラスメント対策の義務化

●カスタマーハラスメントとは

顧客などからのクレーム・言動のうち、当該クレーム・言動の要求の内容の妥当性に照らして、当該要求を実現するための手段・態様が社会通念上不相当なものであって、当該手段・態様により、労働者の就業環境が害される行為です。

●事業主が講ずべき具体的な措置の内容等は、今後、指針において示す予定です。

- 事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発
- 相談体制の整備・周知
- 発生後の迅速かつ適切な対応・抑止のための措置

※自社の労働者が取引先等の他社の労働者に対してカスタマーハラスメントを行った場合、その取引先等の事業主が講じる事実確認等の措置の実施に関して必要な協力が求められた際は、事業主はこれに応じるよう努めるものとされています。

※カスタマーハラスメント対策を講ずる際には、当然ながら、消費者の権利等を阻害しないものでなければならず、また、障害者差別解消法の合理的配慮の提供義務を遵守する必要があります。

カスタマーハラスメント対策企業マニュアル

厚生労働省は、関係省庁と連携の上、「カスタマーハラスメント対策企業マニュアル」や、マニュアルの概要版であるリーフレット、周知・啓発ポスターを作成し、令和4年2月25日から公表しています。

いずれも、右記厚生労働省ホームページや、厚生労働省が運営するハラスメント対策の総合情報サイト「あかるい職場応援団」に掲載しています。カスタマーハラスメント対策の取組みに、是非ご活用ください。



▲「厚生労働省
ホームページ」



▲「あかるい
職場応援団」

令和7年度 神奈川県 多様な人材が活躍できる職場環境整備支援奨励金

神奈川県では、多様な人材が活躍できる職場環境の整備に取り組む企業に、**最大120万円**の奨励金を交付します。この奨励金は、県内中小企業者などに対して、仕事と育児及び介護の両立や外国人労働者の定着などに資する取組みを促し、職場環境を整備することで、ワーク・ライフ・バランスの推進を図り、多様な人材一人ひとりが生き生きと働くことができる神奈川の実現を目指すものです。ぜひこの奨励金をご活用ください。

●奨励金の対象事業者

主な対象事業者は神奈川県内で事業を営む中小企業者などです。なお、申請要領3ページから6ページを満たすことが必要となりますのでご留意ください。

●募集期間

令和7年6月11日(水)から12月1日(月)

※申請の受付は先着順です。予算額に達した時点で募集を終了します。

●特記事項

・複数のコースを選択して、申請することができます。この場合、複数のコースをまとめて、申請していただく必要があります。(複数回に分けて、申請することはできません。)

・すでに、「令和5年度 男性の育児休業取得促進奨励金」及び「令和6年度 多様な人材が活躍できる職場環境整備支援奨励金」の交付を受けたコースについては、申請することはできません。

(交付を受けていないコースに申請いただくことは可能です。)

詳しくは右記二次元コードよりご確認ください。

多様な人材が活躍できる
職場環境整備支援奨励金



▲「神奈川県
ホームページ」

県立東部総合職業技術校(かなテクカレッジ東部) スキルアップセミナーのお知らせ

かなテクカレッジ東部では、今の仕事を充実させるため、また新しい分野の仕事に取り組むために、主に在職者の方を対象としたスキルアップセミナー(講習会)を実施しています。

受講を希望される方は、「インターネット(電子申請)」でお申込みください。

このほかのセミナーや詳しい申込み方法などは、同校で配布しているスキルアップセミナーガイド、またはホームページ(<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/j3c/index.html>)をご覧ください。



セミナー名	定員	日程	申込期限	受講料
産業用ロボット特別教育(教示)	6	10/6(月),7(火)	9/1(月)	2,000円 要テキスト
[New] 情報処理の基礎	10	10/10(金),17(金)	9/5(金)	2,000円
はじめての3次元C A D		9/9(火)	10/14(火),21(火)	
ガス溶接技能講習			10/14(火),15(水),16(木), 17(金)	4,000円 要テキスト
フリーソフトを使用した建築C A D 入門S T E P 1(コマンド操作)	15	10/16(木),17(金)	9/11(木)	2,000円
リーダー層のための介護技術指導法	10	10/17(金),31(金)	9/12(金)	
第一種電気工事士技能試験対策講習		10/19(日),25(土),11/3(月), 9(日)	9/16(火)	4,000円 要テキスト
炭酸ガスアーク溶接S T E P 2	5	10/20(月),21(火)		2,000円
ティグ溶接S T E P 2		10/23(木),24(金)	9/18(木)	
[New] アルゴリズムの基礎	10	10/24(金),31(金)	9/19(金)	4,000円
機械C A D基礎(3次元C A D編)		10/28(火),11/4(火),11(火), 18(火)	9/24(水)	

* 時間はいずれも午前8時50分から午後4時10分

* **[New]** は新規

【問合せ先】 東部総合職業技術校 〒230-0034 横浜市鶴見区寛政町28-2 電話 045-504-3101



令和7年8月

I-1 労働市場(神奈川県、川崎市)

- * 5月の神奈川県内の有効求人倍率は、0.89倍で前年同月に比べ0.02ポイント下回りました。
* 5月の川崎市内の有効求人倍率は、0.72倍で前年同月に比べ0.03ポイント下回りました。

項目 年月	有効求人数 (a)				有効求職者数 (b)				有効求人倍率 (a/b)			
	川 崎	川崎北	川崎計	県	川 崎	川崎北	川崎計	県	川崎	川崎北	川崎計	県
令和4年度平均	9,484	7,296	16,780	97,506	7,633	12,587	20,220	108,800	1.24	0.58	0.83	0.90
令和5年度平均	9,390	7,273	16,664	98,257	7,764	12,269	20,033	107,997	1.21	0.59	0.83	0.91
令和6年度平均	9,413	6,940	16,353	99,573	8,261	12,446	20,708	109,369	1.14	0.56	0.79	0.91
令和6年12月	9,341	6,556	15,897	101,173	8,031	11,654	19,685	102,872	1.16	0.56	0.81	0.91
令和7年1月	9,309	6,792	16,101	100,145	8,065	11,677	19,742	103,442	1.15	0.58	0.82	0.90
2月	9,842	7,103	16,945	101,901	8,219	11,761	19,980	105,397	1.20	0.60	0.85	0.90
3月	10,225	7,136	17,361	101,327	8,362	12,109	20,471	108,509	1.22	0.59	0.85	0.90
4月	10,126	6,751	16,877	98,711	8,971	13,283	22,254	116,724	1.13	0.51	0.76	0.92
5月	9,666	6,524	16,190	95,640	9,062	13,520	22,582	119,242	1.07	0.48	0.72	0.89
資料出所	川崎・川崎北公共職業安定所「統計月報」、神奈川県労働局職業安定部「労働市場月報」											

- (注1)労働市場は新規卒者を除き、パートタイマーを含んだ数値で、県有効求人倍率の月別、及び年度平均は季節調整値である。
(注2)神奈川県内の数値について、毎年、新季節指数を適用し、前年度数値の一部を改定する。
(注3)川崎(川崎公共職業安定所(川崎南部))の数値には、川崎区・幸区のほかに、横浜市鶴見区を含む。
(注4)川崎市内の数値について、令和6年4月実績から、ハローワークに求所せずオンライン上で求職登録した求職者数や、求職者がハローワークインターネットサービスの求人直接応募した就職件数を含む。

I-2 労働市場(全国)

- * 5月の完全失業者数は183万人、完全失業率は2.5%となりました。
一方、有効求人倍率は1.24倍で、前年同月に比べ0.01ポイント下回りました。

項目 年月	完全失業者 (全国)		完全失業率 (%)	有効求人倍率
	万人	前年比	全国	全国
令和4年平均	179	-7.2	2.6	1.28
令和5年平均	178	-0.6	2.6	1.31
令和6年平均	176	-1.1	2.5	1.25
令和6年12月	154	-2.0	2.5	1.25
令和7年1月	163	0.0	2.5	1.26
2月	165	-6.8	2.4	1.24
3月	180	-2.7	2.5	1.26
4月	188	-2.6	2.5	1.26
5月	183	-5.2	2.5	1.24
資料出所	総務省統計局「労働力調査」厚生労働省「一般職業紹介状況」			

- (注)全国の完全失業率、有効求人倍率の月別、及び年平均は季節調整値
ただし、完全失業者数は月別、年平均ともに原数値

II 業種別労働災害発生状況

- * 令和7年1月から5月までの労働災害発生状況は、前年比15件減の334件となりました。

区分 業種	当年累計	前年同期累計	前年同期対比	
			件数	前年比 (%)
製 造 業	41(0)	46(1)	-5	-10.9
建 設 業	30(2)	28(0)	2	7.1
運 輸 業	75(1)	69(0)	6	8.7
第三次産業	180(2)	195(0)	-15	-7.7
鉱業、農林業 畜産・水産業	8(0)	11(0)	-3	-27.3
総 計	334(5)	349(1)	-15	-4.3
資料出所	神奈川県労働局(川崎南・川崎北労働基準監督署)			

- (注1)休業4日以上の死傷者数、()内は死亡者数で内数死傷者数は労働者私傷病報告、死亡者数は死亡災害速報から集計
(注2)当該発生状況は、令和7年1月1日から労働者死傷病報告の電子申請化に伴い、従来の統計締日の一部変更
(注3)第三次産業は、「小売業・社会福祉施設・飲食店・清掃・と畜業・その他」の合計計

P:速報値

III 関連指標(全国、神奈川県、川崎市)

- * 5月の川崎市消費者物価指数は、109.9となり、前年同月に比べ2.9ポイント上回りました。

項目 年月	常用労働者賃金 (円)		総実労働時間数(時間)		所定外労働時間(時間)		消費者物価指数				鉱工業生産指数		倒産状況 (件)		
	県	全国	県	全国	県	全国	川崎市	前年比	全国	前年比	県	全国	川崎市	県	全国
令和4年平均	367,534	379,498	137.2	143.3	11.6	12.2	101.5	2.1	102.3	2.5	110.3	105.4	5	34	536
令和5年平均	386,313	386,640	137.8	143.8	12.4	12.1	104.5	3.0	105.6	3.3	111.8	104.0	6	43	724
令和6年平均	408,564	397,437	138.6	142.9	12.5	11.7	107.2	2.6	108.5	2.9	110.4	100.8	7	45	834
令和6年12月	775,694	741,317	138.2	142.2	12.6	11.7	109.2	3.4	110.7	3.9	114.9	101.0	7	41	842
令和7年1月	333,367	327,445	131.5	135.0	11.5	11.1	109.5	3.4	111.2	4.0	107.5	99.9	4	46	840
2月	326,536	323,728	130.0	135.6	11.9	11.4	109.1	2.9	110.8	3.7	104.2	102.2	4	49	764
3月	349,851	347,260	134.0	138.1	12.2	11.8	109.5	3.1	111.1	3.6	117.7	102.4	9	48	853
4月	355,090	338,252	140.5	145.4	12.7	12.0	109.9	3.0	111.5	3.6	103.0	101.3	7	51	828
5月		P335,164		P140.3		P11.3	109.9	2.9	111.8	3.5		101.2	13	44	857
資料出所	県：統計センター「毎月勤労統計地方調査」 全国：厚生労働省「毎月勤労統計調査」						全国・市：総務省統計局「消費者物価指数」				県：統計センター「工業生産指数月報」 全国：経済産業省「鉱工業生産動向」		市、県：金融課「神奈川県内企業倒産整理状況」 全国：東京商工リサーチ「企業倒産状況」		

- (注1)鉱工業生産指数は令和2年を100とする。月別は季節調整値で、年平均は原指数である。また、県数値は製造工業の数値である。
(注2)消費者物価指数は令和2年を100とする。
(注3)倒産状況は負債総額1,000万円以上の件数で、年平均は合計件数とする。

【主要労働経済指標の数値について】 過去の数値については、新季節調整値による有効求人倍率の遡及変更など、後に変更や訂正が入ることがありますので、資料出所のホームページ等をご確認くださいようお願いいたします。

休憩時間とは、労働者の精神的・肉体的な疲労を回復させる目的で、労働者の権利として労働から離れることが保障されている時間のことをいいます。労働基準法では、労働時間が6時間を超える場合は45分以上、8時間を超える場合は1時間以上の休憩時間を与えることを使用者に義務づけています。

休憩時間に関連する質問を3例、紹介します。

休憩時間は、パート・アルバイトとして働く従業員にも与える必要はありますか？



正社員、契約社員、パート・アルバイトなどの雇用形態を問わず、労働時間が6時間を超えれば、休憩時間を与える必要がありますが、労働時間が6時間以内であれば、法的には休憩時間を与える必要はありません。たとえば、12時から18時までのシフト（労働時間は6時間）で働くアルバイト従業員の場合、休憩時間を与えなくても法律違反ではありませんが、労働時間が6時間を1分でも超えてしまうと、少なくとも45分の休憩時間を与える必要があります。



当社では昼休みの休憩時間中、従業員に交代制で電話当番をお願いしています。電話がかかってきたら電話対応してもらいますが、電話がかかってこなければ、休憩しているのと同じ状態で過ごしています。このような昼休みの電話当番は休憩時間にあたりますか？



休憩時間とは、従業員が仕事から離れることが保障されている時間です。
昼休みの電話当番をしている場合、たとえ電話がかかってこないとしても、「電話があれば対応する」という仕事ができる体勢を保ったまま待機している時間（＝手待ち時間や待機時間）であり、完全に仕事から離れることが保障されていないため、労働時間にあたります。したがって、このような時間は休憩時間とはみなされず、別途、休憩時間を与える必要があります。



従業員から「休憩時間はいらないので、早く帰りたい」と言われました。仕事が終わった後、休憩時間を与えることとして、早く帰ることを認めた場合、法律上、問題はありますか？



労働基準法第34条では、休憩時間は労働時間の途中で与えなければならないと定められています。そのため、休憩を取らずに連続して働き、終業直前に休憩を取った扱いにして早く帰るということは、法律上、認められていません。また、従業員が休憩を取らずに長時間働き続けると、疲労の蓄積による健康障害や業務上のミス・事故のリスクが高まり、安全配慮義務違反を問われる可能性もあります。

休憩時間は、必ず労働時間の途中で与えるというルールを、社内ですっかりと共有・徹底しましょう。



編集後記

今年も暑い夏がやってきました。子どもの頃、夏休みはプールや海、BBQや旅行とたくさんの楽しい予定がいっぱいで、夏休みが一生続くと良いのにな、と思ったものです。現在は、子ども達の夏休みの宿題をチェックし、ときに自由研究や工作と一緒に調べ、子ども達の喜ぶ予定を必死に考え、己の体力と気力と闘いながら一緒に楽しみ…そして夏休みの終わりに密かにホッとしております。

ふと、子どもの頃の楽しい夏の思い出は、両親のおかげだったんだなぁとしみじみと感じ、できれば我が子達にも、子どもの頃の夏休みは最高だったなと思ってもらいたいと、この夏も暑さと闘いながら、必死にあれこれ考えております。

ちなみに、川崎市では子ども向けの夏休みのイベントなども様々開催されます。もしご興味あれば、ぜひ参加してみてください。

米国関税措置に伴う市内中小企業向けの「特別経営相談窓口」

米国による一連の関税措置による関税の引上げに伴い、市内中小企業者等の資金繰り等への影響が懸念されていることから、川崎市経済労働局金融課、川崎市経済労働局中小企業溝口事務所、公益財団法人川崎市産業振興財団川崎市中小企業サポートセンター、川崎市信用保証協会が連携し、「特別経営相談窓口」を設置しています。
(令和7年4月4日開設)

米国関税措置によらず、通常の融資、経営相談、専門家派遣についても各機関の窓口にてお気軽にご相談ください。

融資相談

- **川崎市経済労働局経営支援部金融課** (幸区堀川町66-20 川崎市産業振興会館5階)
電話 044-544-1846
- **川崎市経済労働局経営支援部中小企業溝口事務所** (高津区溝口1-6-10 てくのかわさき3階)
電話 044-812-1112

相談対応時間 8時30分から12時、13時から17時まで(土日祝祭日、年末年始を除く)

経営相談

- **川崎市産業振興財団 川崎市中小企業サポートセンター** (幸区堀川町66-20 川崎市産業振興会館7階)
電話 044-548-4141

相談対応時間 9時から12時、13時から17時まで(土日祝祭日、年末年始を除く)

信用保証相談

- **川崎市信用保証協会 企業支援課[川崎・幸・中原区]** (川崎区日進町1-66)
電話 044-211-0501
- **川崎市信用保証協会 北支所企業支援課[高津・宮前・多摩・麻生区]**
(高津区坂戸3-2-1 KSP西棟407号)
電話 044-850-0055

相談対応時間 9時から17時15分まで(土日祝祭日、年末年始を除く)

川崎市中小企業融資制度のご案内

川崎市経済労働局経営支援部金融課

川崎市では、川崎市信用保証協会と取扱金融機関と協調し、低利で固定金利、返済期間も長期で設定されている川崎市中小企業融資制度により、中小企業者等の皆さまの資金繰りをサポートしています。
制度をご利用の際は、金融機関経由でのお申し込みが必要ですので、取扱金融機関の窓口にてご相談ください。



川崎市中小企業融資制度
ウェブページ

米国関税措置等の影響を受けている中小企業者の方へのおすすめ資金

■ 経営安定資金－川崎市伴走支援型経営力強化資金

川崎市は、金融機関の伴走支援により中小企業者等の資金繰りと経営改善をサポートします。
令和7年度は、4月1日から9月30日保証申込受付分まで、経営安定資金「川崎市伴走支援型経営力強化資金」の**一般枠のみ信用保証料の補助を70%**としていましたが、一連の米国関税措置により、影響が生じている中小企業者等の負担軽減を図るため、6月2日から9月30日保証申込受付分まで、**セーフティネット(5号)枠の信用保証料補助も70%**に引き上げています。

融 資 利 率

【固定金利】年1.8%以内

融 資 限 度 額

1億円

資金使途・期間

運転資金 5年以内
設備資金 7年以内
(借換 10年以内)
※いずれの使途も据置1年以内を含む

信用保証料率 【市補助後】

【一般枠】

年0.135%～0.525% 保証料70%補助

【セーフティネット(5号)枠】※新型コロナ関連融資からの借換のみ

年0.230% 保証料70%補助

※いずれの枠も70%補助の案件は、条件変更分の補助はありません。

■ 経営安定資金－不況対策資金(5年型・10年型)

経営安定資金の不況対策資金(5年型・10年型)一般枠で、米国関税措置の影響を受けた場合において「売上高等が減少する見込みである場合」も対象としています。
資金の詳細は、川崎市のウェブページにてご確認ください。